

5感第168号
令和5年(2023年)6月16日

一般社団法人長野県医師会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の外来・入院診療に対応する医療機関への
設備整備等事業について(依頼)

日頃より、本県の健康福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、日々県民への医療の提供にご尽力いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)に係る医療提供体制については、感染症法上の5類感染症への位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関で対応する体制へ移行するため、医療機関に対する協力依頼を進めてきたところです。

この度、新たに新型コロナの診療を行う医療機関における設備整備等への支援を通して、医療提供体制をさらに拡充し、今後の感染拡大時においても対応できるようにするため、下記事業の実施を検討しております。

事業の実施は、県議会6月定例会で予算案の議決を経た上で決定することとなりますが、あらかじめ事業案の内容をお知らせいたしますので、ご承知いただくとともに、貴会会員への周知にご配慮をお願いいたします。

交付申請書の提出につきましては、事業の実施が決定しましたら、改めてお知らせしますので、ご承知おきください。

なお、病院長及び保健福祉事務所長には別添(写し)のとおり、通知しますので申し添えます。

記

1 事業名

- (1) 新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備等事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

2 事業目的

新型コロナが通常の医療体制での対応が可能となるよう、外来・入院診療に対応する医療機関に必要な設備整備等の費用を支援する

3 補助対象期限

令和5年（2023年）9月30日まで

4 事業概要

(1) 新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備等事業

(ア) 外来対応医療機関確保事業

対象	新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関。以下同じ。）の対応を行い、少なくとも令和5年度中はその対応を行う保険医療機関
交付要件	以下の事項すべてを満たしていること ・ 令和5年3月10日以降、新たに外来対応医療機関の指定を受けていること（令和5年3月9日時点で、診療・検査医療機関の指定を受けたことがないこと） ※ 令和5年3月10日以前に帰国者・接触者外来又は診療・検査医療機関の指定を受けたことのある医療機関は対象外です。 ・ 少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行うこと
内容	新たに外来対応医療機関の対応を実施するため必要となる初度設備等の整備のうち、以下に係る経費 ・ 患者案内のための看板の設置料 ・ ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ・ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・ 医療機器※1（パルスオキシメーター等）の購入費 ・ 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 ※ 上記に該当しない、マスクや防護服、文房具等の消耗品、机・椅子・棚等の什器、パソコン・タブレット等、発熱患者等の受入にかかわらず必要となるものは対象外です。 ※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の届出、認証、承認を受けた『医療機器』が対象です。
上限額	上記の合計で50万円/施設

(イ) 外来対応医療機関設備整備事業

対象	新型コロナ患者（疑い患者を含む。以下同じ。）を診療した実績がある外来対応医療機関
----	--

<p>交付要件</p>	<p>以下の事項すべてを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年9月30日までに、新型コロナ患者を診療した実績を有すること <ul style="list-style-type: none"> ※ 実績報告時に、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日報により、診療実績の確認を行う予定ですので、入力をお願いします。 ※ 国からG-MISのID及びパスワードが付与されていない等で、やむを得ずG-MISでの報告が困難な場合は、実績報告時に紙面での報告を求めますので、新型コロナ患者の診療人数について、控えておいていただくようお願いいたします。（報告様式については、別途お示しします。） ・ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談があった患者だけでなく、他の医療機関等から案内を受けた患者への診療にも対応すること ・ 外来対応医療機関として、長野県ホームページ上に掲載されていること ・ 令和2年度において、県が実施した次の事業の補助をいずれも受けていないこと <ul style="list-style-type: none"> I. 新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業） <ul style="list-style-type: none"> → 帰国者接触者外来等に対し、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具等の設備整備の経費を支援 II. 診療・検査体制整備協力促進事業（診療・検査体制整備協力金） <ul style="list-style-type: none"> → 診療・検査医療機関のうち、<u>行政検査の委託に係る集合契約を締結、他院等からの案内を受けた患者も対応、自院で検査を条件に、定額100万円を支援</u>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ② HEPAフィルター付きパーテーション ③ 簡易ベッド
<p>上限額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 905,000円/台（1医療機関当たり1台まで） ② 205,000円/台（1医療機関当たり2台まで） ③ 51,400円/台（1医療機関当たり1台まで）

(2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

<p>対象</p>	<p>令和5年5月8日以降、新たに新型コロナ患者の受入れを予定する医療機関及び確保病床※を継続して有する医療機関のうち、令和5年5月7日時点の確保病床数を上回り新型コロナ患者の受入れを予定する医療機関。</p>
-----------	---

	※確保病床とは、長野県病床確保計画に位置付けている病床を指す。
交付要件	以下の事項すべてを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業による設備整備後すみやかに、新型コロナ患者を受け入れる体制を整えること。（令和5年度中には自院患者だけでなく、他の医療機関等からの紹介患者を受け入れることを原則とする。） ・ 令和5年9月30日までに、入院医療を提供した実績があること。 ・ 医療機関等情報支援システム（G-MIS）へ日次調査及び週次調査等の情報を早期に入力すること。 ・ 国及び長野県が実施する調査等に協力すること。
内容	① HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ② HEPA フィルター付きパーテーション ③ 簡易ベッド ④ 新たに新型コロナ患者受入対応を実施するため必要となる初度設備等の整備のうち、以下に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・ 医療機器※₁（パルスオキシメーター等）の購入費 ・ その他患者受入環境の整備に必要な経費 ※ 上記に該当しない、マスクや防護服、文房具、体温計等の消耗品、机・椅子・棚等の什器、パソコン・タブレット・テレビ等、コロナ患者受入にかかわらず必要となるものは対象外です。 ※ ₁ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の届出、認証、承認を受けた『医療機器』が対象です。 ⑤ 簡易陰圧装置
上限額	① 905,000 円/施設 ② 205,000 円/台 ③ 51,400 円/台 ④ 133,000 円/床 ⑤ 4,320,000 円/床

5 留意事項

- ・ 上記4（1）（ア）については、令和5年3月10日から令和5年9月30日までの間に着手（発注又は契約締結）し、整備が完了（納品等）した対象経費であれば、補助対象となります。
- ・ 上記4（1）（イ）及び（2）については、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に着手（発注又は契約締結）し、整備が完了（納品等）した対象経費であれば、補助対象となります。
- ・ 本事業は予算の範囲内での交付となり、要望のとおりには交付されない場合がありますので予めご了承ください。

- ・ 交付決定を受けた医療機関が、結果的に各事業の交付要件を満たさなかった場合は、当該交付決定を取り消すものとします。
- ・ 当該事業の概要は、本通知以外に県ホームページにも掲載しております。今後、交付要綱・実施要領・Q&A等を追加で掲載していく予定ですので、あわせてご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/setsubi-seibi.html>



6 今後の予定

今後の日程については、以下のとおりですが、詳細については別途ご連絡します。

時期	内容
令和5年7月上旬（予定）	交付要綱・実施要領制定、交付申請書の提出依頼 （別途周知を依頼予定）
令和5年7月下旬（予定）	交付申請書の提出期限
令和5年8月中旬（予定）	交付決定
令和5年9月末	設備整備の完了（9/30までに納品）
	実績報告

※ 上記のほか、内示通知が必要な病院等については、別途通知を発出しています。

（問合せ先）

担 当 感染症対策課 沓掛、依田

電 話 026-235-7379（感染症対応担当）

026-235-7336（患者等受入体制整備担当）

ファクシミリ 026-235-7334

電子メール kansen@pref.nagano.lg.jp